



2022年7月14日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 岡 山 製 紙
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 津 川 孝 太 郎
(コード番号 3892 東証スタンダード)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 高 野 佳 典
(TEL 086-262-1101)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」について2022年8月26日開催予定の第181回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 単元未満株式について行使できる権利を明確にするため、変更案第8条を新設するとともに、株主の皆様の株式売買における利便性を高めるため、会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度を導入いたしたく、変更案第9条を新設するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ①変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ②変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第13条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年8月26日(予定)
定款変更の効力発生日 2022年8月26日(予定)

以 上

《別紙》定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|------------------------------|-----------------------------------|
| 第2章 株式 | 第2章 株式 |
| (新 設) | <p>(<u>单元未満株式についての権利</u>)</p> |
| | <p>第8条 当会社の株主は、その有する单元</p> |
| | <p><u>未満株式について、次に掲げる権利</u></p> |
| | <p><u>以外の権利を行使することができな</u></p> |
| | <p><u>い。</u></p> |
| | <p>① <u>会社法第189条第2項各号に掲げ</u></p> |
| | <p><u>る権利</u></p> |
| | <p>② <u>会社法第166条第1項の規定による</u></p> |
| | <p><u>請求をする権利</u></p> |
| | <p>③ <u>株主の有する株式数に応じて募</u></p> |
| | <p><u>集株式の割当て及び募集新株予約</u></p> |
| | <p><u>権の割当てを受ける権利</u></p> |
| | <p>④ <u>次条に定める請求をする権利</u></p> |
| | |
| (新 設) | <p>(<u>单元未満株式の買増し</u>)</p> |
| | <p>第9条 当会社の株主は、<u>株式取扱規則に</u></p> |
| | <p><u>定めるところにより、その有する单</u></p> |
| | <p><u>元未満株式の数と併せて单元株式数</u></p> |
| | <p><u>となる数の株式を売り渡すことを請</u></p> |
| | <p><u>求することができる。</u></p> |
| 第8条～第9条 (条文省略) | 第10条～第11条 (現行どおり) |
| 第3章 株主総会 | 第3章 株主総会 |
| 第10条～第12条 (条文省略) | 第12条～第14条 (現行どおり) |
| | |
| <u>(株主総会参考書類等のインターネット開</u> | |
| <u>示とみなし提供)</u> | |
| 第13条 当社は、 <u>株主総会の招集に際し、</u> | (削 除) |
| <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書</u> | |
| <u>類及び連結計算書類に記載又は表示</u> | |
| <u>をすべき事項に係る情報を、法務省</u> | |
| <u>令に定めるところに従いインターネ</u> | |
| <u>ットを利用する方法で開示すること</u> | |
| <u>により、株主に対して提供したもの</u> | |
| <u>とみなすことができる。</u> | |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|-------------------------|---|
| <p>(新 設)</p> | <p><u>(電子提供措置等)</u> <u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> |
| <p>第14条～第33条 (条文省略)</p> | <p>第16条～第35条 (現行どおり)</p> |
| <p>(新 設)</p> | <p><u>(附則)</u> <u>第 1 条 変更前定款第13条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更後定款第15条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日 (以下「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第13条はなお効力を有する。</u> <u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p> |

以 上